

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

【位置・地勢】

長岡市人口約25.6万人の内、観光産業を担う寺泊地域は、人口8,169人(令和6年4月1日現在)、58.16km²の面積を有し、新潟県のほぼ中央に位置している。長岡市内では唯一海を持つ地域で、千曲川から信濃川へと名前を変え、その氾濫を防ぐ目的で川を分岐させ、寺泊から日本海に注ぐ形にした大河津分水路からの土砂堆積により形成された広大な砂浜を持つ海岸部と、その背後に広がる丘陵地・水田地帯で構成されている。長岡市の北端に位置し、日本海に面した海岸線は約16km、遠浅できれいな4つの海水浴場や海岸線を縦走する越後七浦シーサイドライン、温泉旅館や宿泊施設、霊峰弥彦山を登る弥彦山スカイラインなど、新潟県央地域の観光ルートの拠点として年間230万人超の観光客を数えている。

【気候】

夏は高温多湿、冬は気温が低く北西の季節風が強く吹き、降雪があるという、日本海側特有の傾向がみられる。また、降水量は梅雨期と秋から冬にかけての期間に多く、年間降水量の約50%は冬期に降り、その大部分は降雪によるものとなっている。

なお、平野部や海岸、山沿いといった本市の地勢の違いにより、降雪量には地域差がみられ、山古志地域、小国地域、栃尾地域、川口地域などの山間部は県内でも有数の豪雪地帯であるが、和島地域、寺泊地域などの平野部や海岸部では比較的降雪が少ない傾向となっている。



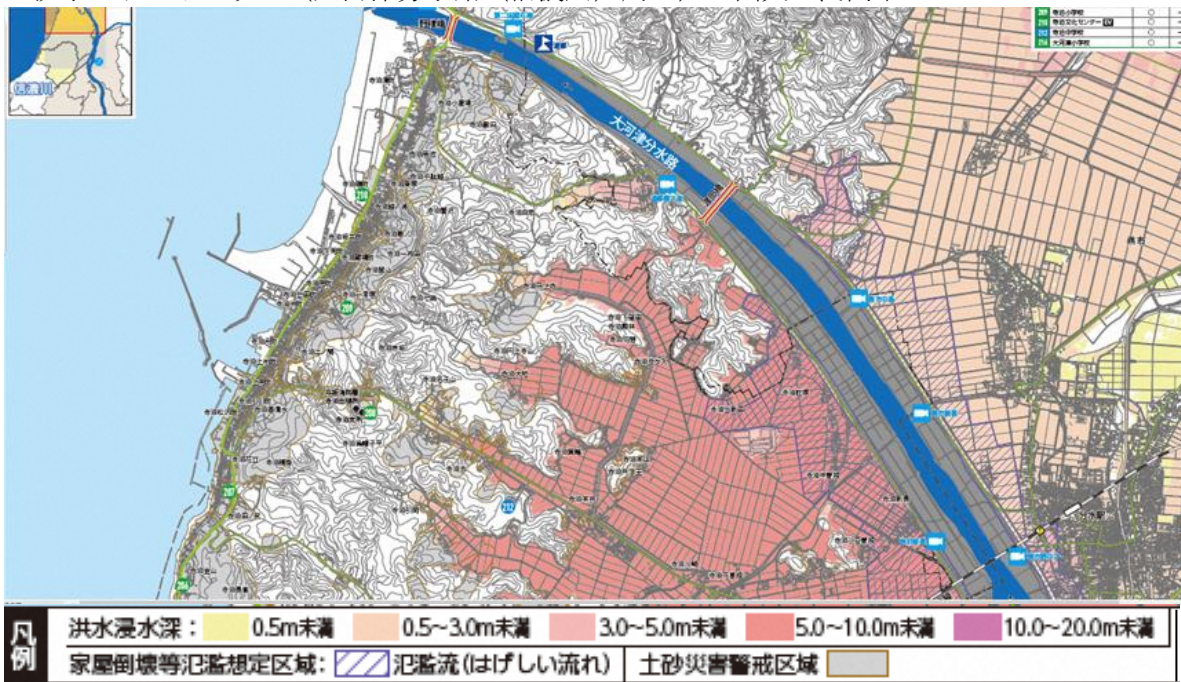
出典：長岡市総合計画

(風水害)

平成16年7月新潟・福島豪雨(7.13水害)では、刈谷田川ダム観測所で1時間51mmの雨を観測。刈谷田川と猿橋川が決壊し、大量の土砂を含む激しい濁流が地域をおそい、中之島地域と栃尾地域で4名の方が亡くなったほか、住宅の全半壊等480棟、床上床下浸水が2,878棟にのぼるなど、甚大な被害を受けた。

当寺泊地域では、信濃川などの洪水ハザードマップが整備されている。洪水浸水深が10m超となる箇所、家屋倒壊等氾濫想定区域が点在している。

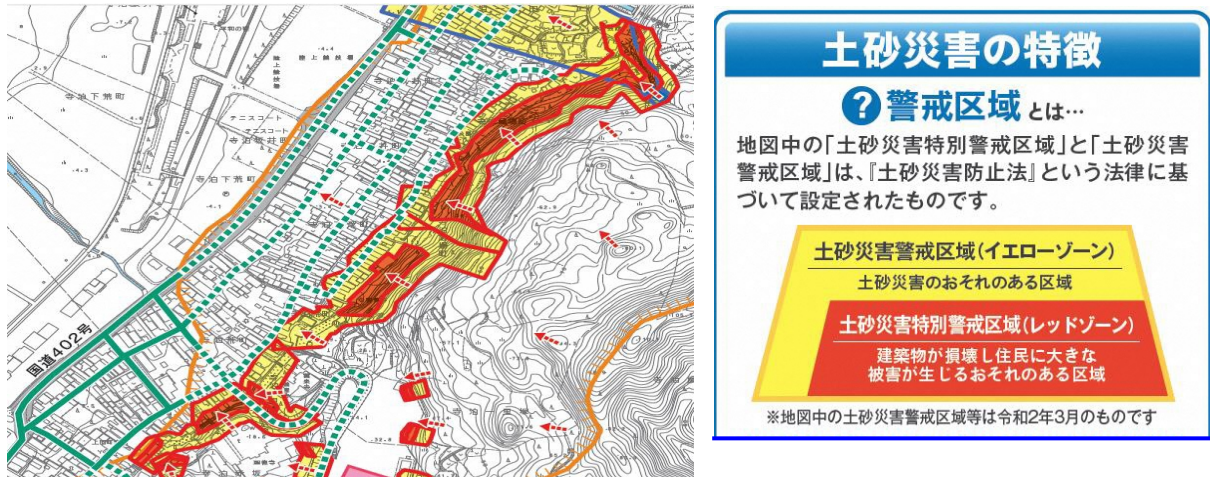
- ・洪水ハザードマップ(大河津分水路(信濃川)周辺) 出典:長岡市



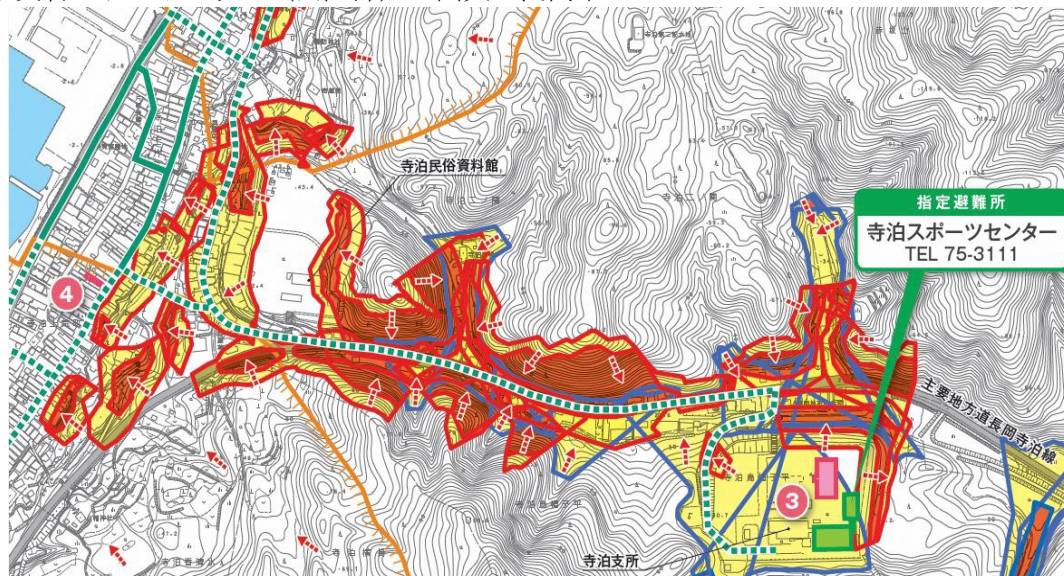
(土砂災害)

当市では、中之島地域を除く10地域でハザードマップが整備されており、当寺泊地域では、海岸線や内陸部の各地区でハザードマップが整備されている。

- ・土砂災害ハザードマップ(海岸沿い) 出典:長岡市



・土砂災害ハザードマップ（内陸部） 出典：長岡市



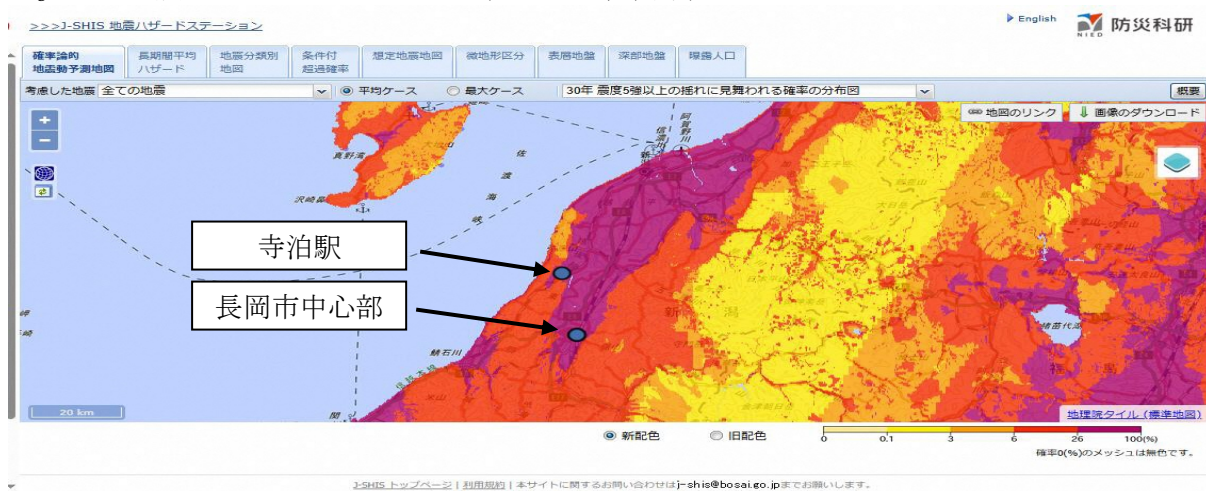
（雪害）

当市は、長岡地域、越路地域、山古志地域、小国地域、栃尾地域、川口地域が、新潟県特別豪雪地域に指定され、交通障害、雪崩、建築被害等への警戒が必要となっている。最近では、令和4年12月の豪雪により、市内広域において交通障害・立ち往生が発生。国道8号・17号では、通行止めの解消までに26時間を要した。

（震災）

市内では、平成16年10月23日の新潟県中越大地震でM6.8・最大震度7、平成19年7月16日の新潟県中越沖地震でM6.8、最大震度6強を観測している。また、令和6年1月1日の能登半島地震では、震度6弱を観測し814件（令和6年12月17日現在）の建物が被害を受けた。J-SHIS 地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5強以上の地震が今後30年間で発生する確率が26%超となる地域が、市内に広く分布しており、当寺泊地域もそのエリア内にある。

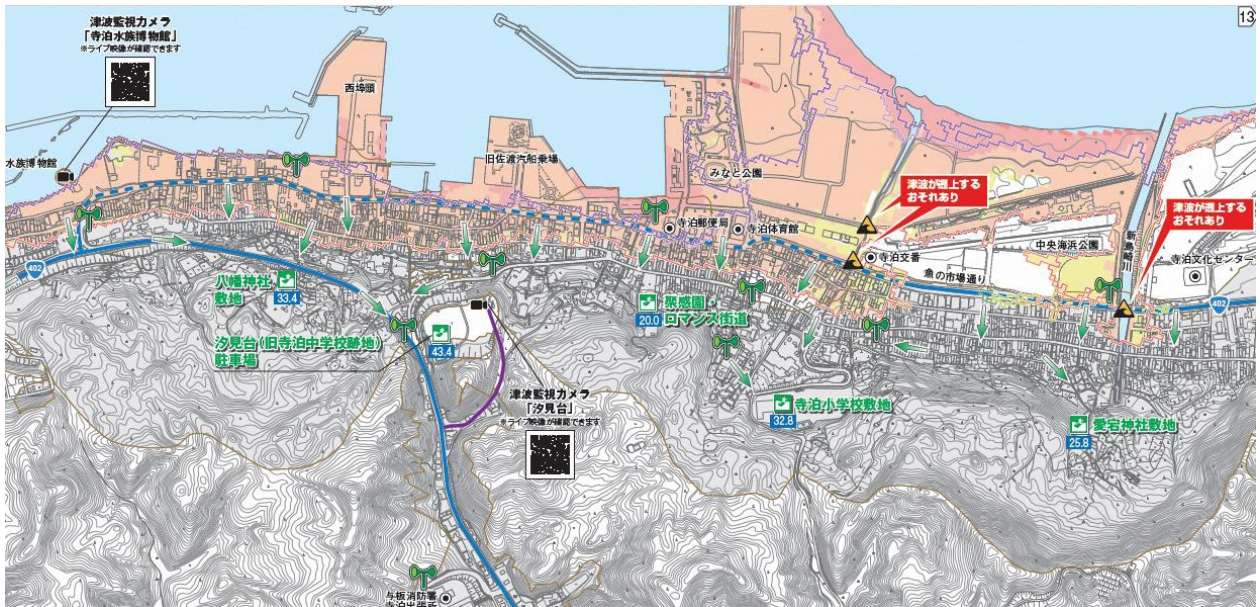
・J-SHIS 地震ハザードステーション（MAP 長岡市）



(津波)

当市では、寺泊地域の海岸部において津波ハザードマップが整備され、海岸部の広い範囲で5m超の津波の発生が予想されている。海岸部では、地震発生後すぐの津波到達、道路損壊、避難場所の孤立等被害が予想される。

・津波ハザードマップ 出典：長岡市



凡 例	
津波浸水想定区域 最大浸水深(基準水位)	緊急避難場所
5.0~10.0m未満	20.0 避難先の海拔(m)
3.0~5.0m未満	避難方向
0.5~3.0m未満	津波避難路
0.5m未満	
浸水開始時間	要配慮者利用施設
5分未満	屋外拡声器
5分以上10分未満	津波監視カメラ
10分以上20分未満	主要公共施設
20分以上30分未満	海水浴場
30分以上60分未満	
60分以上120分未満	
120分以上360分未満	
津波時危険箇所	主要幹線道路
土砂災害警戒区域	主要幹線道路 (浸水が予想される箇所)

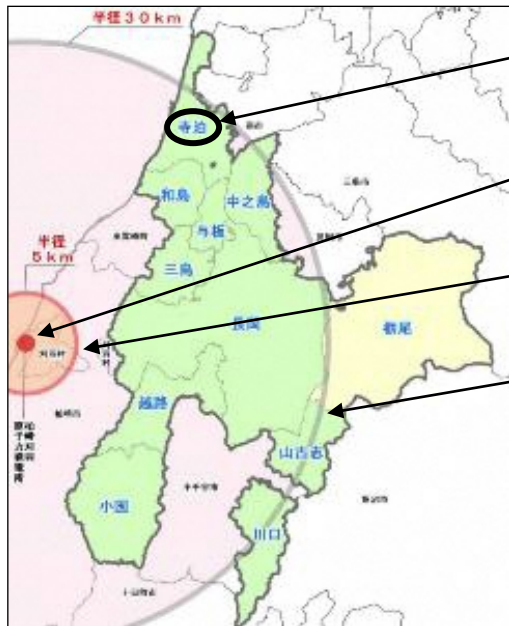
(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新興感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(原子力災害)

当市は、栃尾地域を除く全市域が、柏崎刈羽原子力発電所の「緊急的防護措置を準備する区域 (UPZ) ※」(発電所からおおむね5～30km)の範囲内となっている。

※全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルの考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、屋内退避や避難の準備を進める区域。



- 寺泊…半径30km圏内にほぼ全域が含まれる。
- 柏崎刈羽原子力発電所
- 柏崎刈羽原子力発電所から5km圏内
- 柏崎刈羽原子力発電所から30km圏内

出典：長岡市地域防災計画（原子力災害対策編）

(2) 商工業者の状況（令和6年10月31日現在）

- 商工業者数 361者
- 小規模事業者数 310者

業種	商工業者数(者)	小規模事業者数(者)	備考(事業所の立地状況等)
建設業	80	76	地区内に広く分布
製造業	62	49	地区内に広く分布
卸売業	4	2	地区内に広く分布
小売業	73	57	地区内に広く分布
飲食・宿泊業	41	37	地区内に広く分布
サービス業	76	71	地区内に広く分布
その他	25	18	地区内に広く分布
合計	361	310	

出典：商工会基幹システム

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

○防災対策

- ・長岡市地域防災計画の策定
- ・長岡市地域防災計画（原子力災害対策編）の策定
- ・長岡市国土強靱化地域計画の策定
- ・各種ハザードマップの策定（洪水、津波、土砂災害、ため池）
- ・市民向けパンフレット等の作成（市民防災のしおり、原子力災害時の屋内避難・避難の行動）

2) 当会の取組

- ・事業者BCP及び事業継続力強化計画に関する国の施策の周知
- ・ビジネス総合保険、業務災害保険等の加入促進
- ・寺泊町商工会危機管理マニュアルの策定
- ・感染症対策業種別ガイドラインの周知

II 課題

- ・緊急時における行政、関係機関、事業者との連携体制の構築
各組織の業務継続計画等に従って、事業者への支援を行う連携体制が構築されていない。
- ・事業者BCP策定の周知・支援
当会への相談状況やセミナー参加状況からも、地域内事業者のBCP策定に関する意識が低いと考えられ、特に小規模事業者は、その傾向が強いと考えられる。
- ・事業者BCP策定支援におけるスキル及びツール不足
経営相談におけるBCP関連件数が少ないこともあり、当会職員がBCP策定支援に関わることが少なく、支援スキルの向上が課題であり、資質向上の取組みとともに専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携が必要である。また、小規模事業者にとっては、BCPの策定はハードルが高いため、必要に応じて事業継続力強化計画による簡易的なBCPを策定することは、現実的で重要な経営対策と考えられる。
- ・新たな脅威「感染症」への対策不足
感染症の対策において、特に対策が進んでいない小規模事業者に対して、検温・消毒等の感染症対策のルール作成や衛生品（マスク、消毒液等）の備蓄、保険を活用したリスクファイナンス対策等の必要性を周知することが必要である。

III 目標

当会と当市が一体となり、それぞれの役割を確認・担当することによって、地区内事業者の事業継続力の強化に繋げることを目標とする。

- ・緊急時における行政、関係機関、事業者との連携体制の強化
発災時における連絡体制を円滑にするため、当会と当市との間における被害情報報告ルート構築する。発災後、速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、また地区内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者への災害リスク対策の周知強化
地区内中小企業・小規模事業者に対して、自然災害リスクや感染症等リスク及び事前対策の必要性を認識していただくよう、周知活動を強化する。
- ・事業者BCP策定支援の強化

当会職員の資質向上とともに、専門知識ノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携による相談支援体制を整え、特に小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

・新たな脅威「感染症」への対策

感染症の対策において、特に対策が進んでいない小規模事業者に対して、検温・消毒等の感染症対策のルール作成や衛生品（マスク、消毒液等）の備蓄、保険を活用したリスクファイナンス対策等の必要性をセミナーの開催や経営指導員の巡回時において周知徹底を図る。また、国や県、市から発せられる緊急宣言や日常的な防止対策ルール等の周知・連絡を速やかに実行する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県 産業労働部 地域産業振興課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

平成26年度に策定した「商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ ハザードマップによるリスク周知

当会が平時巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険加入等）について説明する。

- ・ 広報等による啓発活動

当会会報・市広報、ホームページ等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、事業BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・ 事業者BCP策定に関する支援

当会が、小規模事業者に対し、事業BCP（即時に取組み可能な事業継続力強化計画を初めとする簡易的なものも含む）の策定の推進や効果的な訓練等について経営指導員等が指導及び助言を行う。また、市内業界団体等と連携して事業継続の取組に関する専門家を招き、BCP普及啓発セミナーや行政の施策紹介等を実施する。

- ・ 事業者BCP策定後の支援

事業者BCP策定事業者に策定後問題等生じた場合は、経営指導員による支援の他、必要に応じて専門家による支援を行う。

- ・ 感染症対策への対応

新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。

また、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の対策に繋がる支援（マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境の整備等情報提供や各種支援）を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

平成26年度に危機管理マニュアルを作成し、随時更新している（別添）。

3) 関係団体との連携

関係機関（観光協会、建築業組合、損害保険会社等）との共催にて、BCP関連セミナーの開催を行うとともに、リスクファイナンス対策（各種保険の紹介）等に関する個別相談での連携や普及啓発ポスター等の掲示を依頼する。

4) フォローアップ

小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認し、長岡市と本策定の支援計画についての状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害等（震度5強以上の地震等）が発生したと仮定し、当市との津波対策を含む連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策実施可否の確認

・ 職員の安否確認

発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。またSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否について、当会と当市で情報を共有する。

・ 事務所内の点検・確認

事務所内の水道・ガス・電気設備の点検、天井や床、ガラスの破損や落下の危険がないか確認を行う。

・ 感染症対策の実施

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

当会と当市において当会管轄地域における被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。判断基準とする被害状況は下表のとおりであり、職員は危機管理マニュアルの緊急時の役割分担業務を担う。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

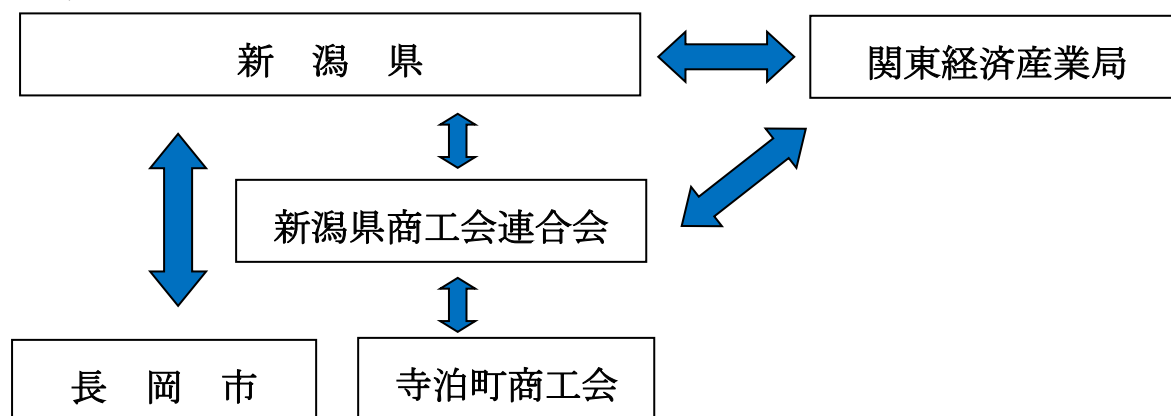
期間	情報共有する間隔
発災後～概ね1週間	1日に最低1回共有する
概ね1週間～1か月	必要に応じて適宜共有する。
1か月以降	状況を勘案しながら適宜共有する。

感染症発生時には、国、県、市から発出された行動指針を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等の体制維持に向けた対策を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

< 連絡ルート >



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 当市と連携協力を密にし、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、当市と連携協力を密にし、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の周知や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、県商工会連合会に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県 産業労働部 地域産業振興課へ報告する。

(別表2)

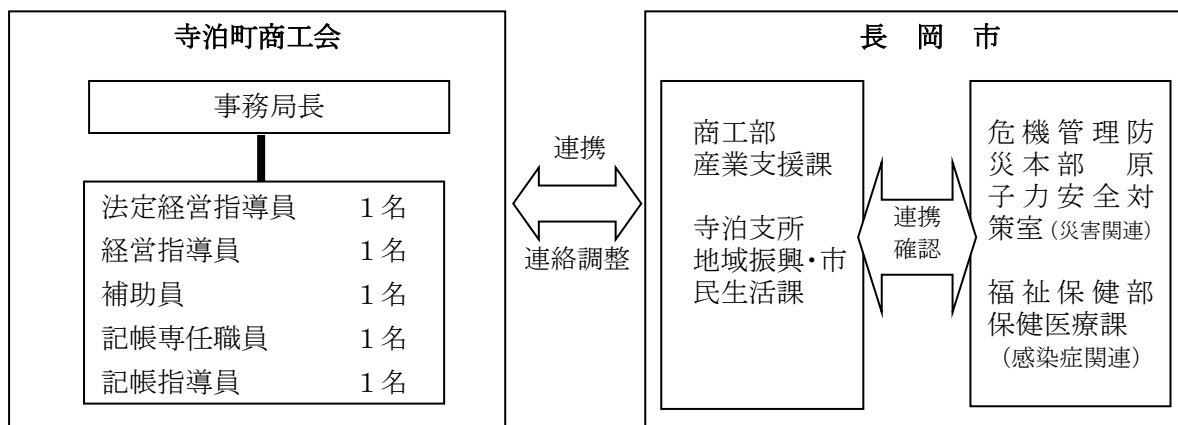
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

【実施体制図】



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：宮下 哲雄

連絡先：寺泊町商工会（住所等は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

①商工会／商工会議所

寺泊町商工会

〒940-2502

新潟県長岡市寺泊坂井町 9769 番地 31

TEL：0258-75-2474 / FAX：0258-75-3374

E-mail：tera052@shinsyoren.or.jp

②関係市町村

長岡市商工部 産業支援課

〒940-0062

新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト6階

TEL : 0258-39-2222 / FAX : 0258-36-7385

E-mail : syougyo@city.nagaoka.ig.jp

長岡市 寺泊支所 地域振興・市民生活課

〒940-2592

新潟県長岡市寺泊烏帽子平1977-8 2階

TEL : 0258-75-3105 / FAX : 0258-75-2238

E-mail : tr-sangyo@city.nagaoka.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県 産業労働部 地域産業振興課へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	360	360	360	360	360
専門家派遣費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	150	150	150	150	150
パンフ・チラシ作成費	55	55	55	55	55
防災・感染症対策費	55	55	55	55	55

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、長岡市補助金、新潟県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし